

個人情報開示等審査答申書

瑞浪市長 水野光二様

瑞浪市個人情報保護審査会
会長 端元博保

令和3年11月2日付け瑞上下第406号により諮問のあった件について、次のとおり答申します。

記

1. 諮問の内容

上下水道課の債権徴収事務において、下水道使用料の徴収事務で得た財産調査等の情報を、同課が取扱う他の債権の徴収事務に活用することについて

2. 答申の内容

次の理由により審査を継続（保留）する。

私債権である水道料金は、強制徴収公債権である下水道使用料と比較した場合、滞納者に対する調査権限が限定されており、債権徴収事務を一元的に行う部署を設置している自治体においても、各債権の徴収事務における保有個人情報の共有範囲について判断が分かれている。このため、平成25年2月18日付けで本審査会が行った答申においても、私債権については、他の債権と共有できる個人情報の範囲を、生活困窮、行方不明等の理由による不納欠損情報のみとしているところである。

しかし、私債権についても、地方自治法第240条の規定に基づき保全及び取立について必要な措置をとるべきであることから、他の自治体の例では、個人情報保護条例において、所掌事務の遂行に必要であれば実施機関内での個人情報の目的外利用を可能としているケースや、債権徴収条例を制定し、複数の債権徴収事務における滞納者情報の共有について規定しているケース等が見受けられる。

瑞浪市個人情報保護条例では、審査会の意見を聴いて公益上特に必要がある場合には、本人以外からの個人情報の収集、保有個人情報の目的外利用を可能としているが、提出された資料の内容では判断材料が十分とは言えない。

したがって、担当課及び債権整理推進室において、他の自治体の状況等を詳細に調査し、再度検討を重ね、実施機関としての方針を明確に示すよう求めることとし、審査を継続（保留）する。